

この表は低炭素建築物認定（低炭素建築物新築等計画の認定）申請等にかかる手数料です。

建築物の用途	評価方法	床面積の合計	新規認定申請（第1号） または 軽微変更該当証明 （新規相当・第6号）	変更認定申請※（第5号） または 軽微変更該当証明 （変更相当・第7号）
			金額	金額
(一) 非住宅	適合証あり	300㎡未満	11,300	6,400
		300㎡以上～1000㎡未満	19,400	10,400
		1000㎡以上～2000㎡未満	31,400	16,400
		2000㎡以上～5000㎡未満	93,300	47,400
		5000㎡以上～10000㎡未満	147,400	74,400
		10000㎡以上～25000㎡未満	186,100	93,800
		25000㎡以上～50000㎡未満	232,500	117,000
	モデル建物法	50000㎡以上	325,300	163,400
		300㎡未満	103,400	52,400
		300㎡以上～1000㎡未満	130,800	66,100
		1000㎡以上～2000㎡未満	171,400	86,400
		2000㎡以上～5000㎡未満	275,800	138,600
		5000㎡以上～10000㎡未満	359,300	180,400
		10000㎡以上～25000㎡未満	431,300	216,300
	その他（標準入力法等）	25000㎡以上～50000㎡未満	505,500	253,500
		50000㎡以上	654,000	327,700
		300㎡未満	265,800	133,600
		300㎡以上～1000㎡未満	332,300	166,800
		1000㎡以上～2000㎡未満	428,200	214,800
		2000㎡以上～5000㎡未満	609,900	305,700
		5000㎡以上～10000㎡未満	750,600	376,000
(二) 戸建住宅	適合証あり	—	5,900	3,700
		誘導仕様基準	200㎡未満	22,900
(三) 共同住宅等	誘導仕様基準	200㎡以上	24,500	12,900
		誘導基準併用法	200㎡未満	32,200
	その他（標準計算等）	200㎡以上	35,300	18,400
		200㎡未満	42,300	21,800
		200㎡以上	46,900	24,200
(三) 共同住宅等	適合証あり		金額	金額
		300㎡未満	11,300	6,400
		300㎡以上～2000㎡未満	23,700	12,600
		2000㎡以上～5000㎡未満	52,300	26,900
		5000㎡以上～10000㎡未満	93,300	47,400
		10000㎡以上～25000㎡未満	149,800	75,500
		25000㎡以上～50000㎡未満	226,300	113,900
	誘導仕様基準	50000㎡以上	343,100	172,200
		300㎡未満	40,700	21,100
		300㎡以上～2000㎡未満	68,500	35,000
		2000㎡以上～5000㎡未満	121,900	61,700
		5000㎡以上～10000㎡未満	183,000	92,200
		10000㎡以上～25000㎡未満	333,800	167,500
		25000㎡以上～50000㎡未満	562,700	282,100
	誘導基準併用法	50000㎡以上	985,000	493,200
		300㎡未満	61,600	31,500
		300㎡以上～2000㎡未満	101,800	51,600
		2000㎡以上～5000㎡未満	175,300	88,300
		5000㎡以上～10000㎡未満	254,900	128,200
		10000㎡以上～25000㎡未満	487,700	244,500
		25000㎡以上～50000㎡未満	848,100	424,800
その他（標準計算等）	50000㎡以上	1,533,200	767,300	
	300㎡未満	82,500	41,900	
	300㎡以上～2000㎡未満	135,800	68,600	
	2000㎡以上～5000㎡未満	229,400	115,400	
	5000㎡以上～10000㎡未満	327,600	164,500	
	10000㎡以上～25000㎡未満	642,400	321,800	
	25000㎡以上～50000㎡未満	1,134,200	567,800	
	50000㎡以上	2,082,300	1,041,900	

【備考】

- 「床面積の合計」は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計です。
- 「適合証あり」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（住宅の場合は登録住宅性能評価機関でも可）が基準に適合すると認め、それを証する書類を添付した場合のことです。
- 複合建築物（非住宅、住宅どちらの用途も含むもの）の場合は、各用途毎に上記の表を参照した金額を合計します。
- ※ 変更認定申請に関しては、面積が増加する場合や評価方法を変更する場合などは取り扱いが異なるため、個別に相談ください。